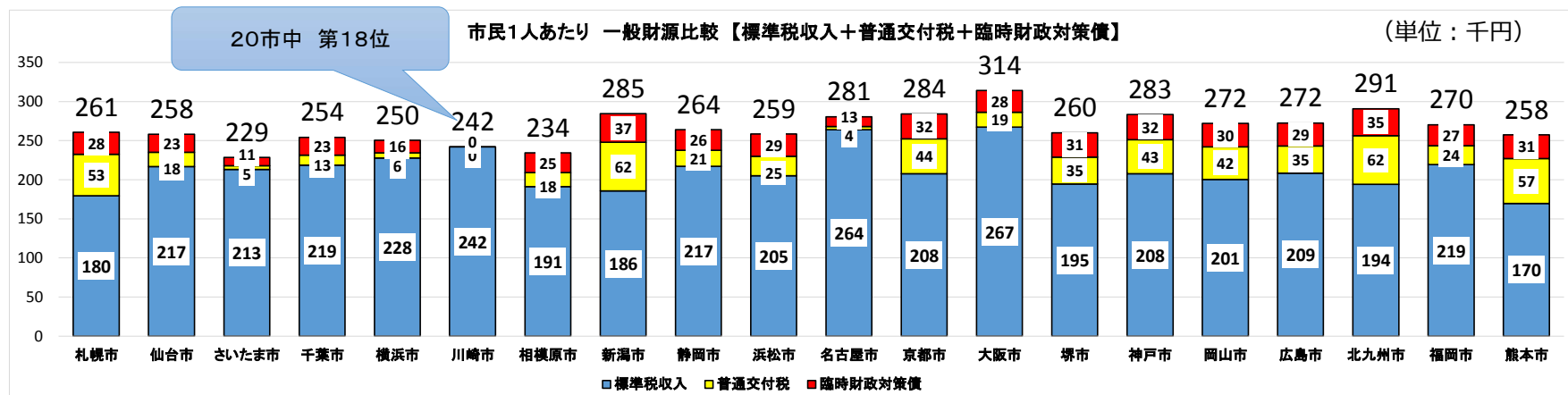
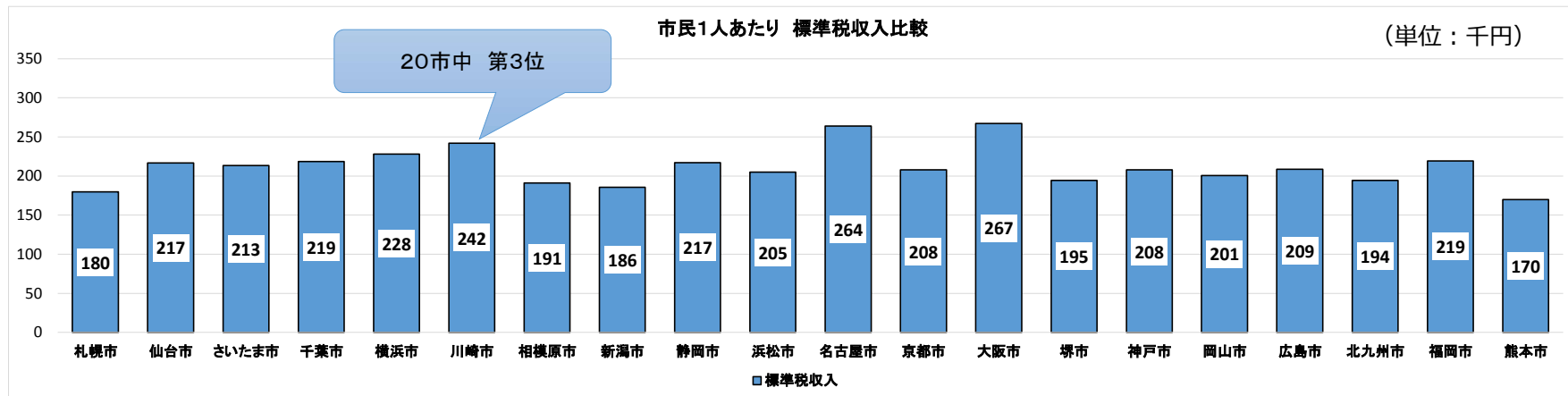


「財政力指数」の状況（平成29年度決算額）

団体名	順位	財政力指数
札幌市	17	0.73
仙台市	8	0.91
さいたま市	3	0.98
千葉市	5	0.94
横浜市	4	0.97
川崎市	1	1.00
相模原市	7	0.92
新潟市	17	0.73
静岡市	8	0.91
浜松市	10	0.89
名古屋市	2	0.99
京都市	14	0.81
大阪市	6	0.93
堺市	12	0.84
神戸市	15	0.80
岡山市	15	0.80
広島市	12	0.84
北九州市	17	0.73
福岡市	10	0.89
熊本市	20	0.72
指定都市平均		0.87
全国市町村平均		0.51

- ◆ 地方公共団体の財政力を示す指数として、最もポピュラーな指標が『財政力指数』。
 - ◆ 『財政力指数』は、『基準財政収入額÷基準財政需要額』で算定。
 - ◆ 川崎市の『財政力指数』は、政令市で最高。
 - ◆ **基準財政収入額、基準財政需要額ともに国が一定の基準により算定したものであり、川崎市の予算額とも決算額とも異なる。**
- ⇒ 川崎市の財政状況が厳しい理由に迫るには、『財政力指数』とは異なるアプローチを取る必要がある。

「財政力」の分析と評価（平成29年度決算額）

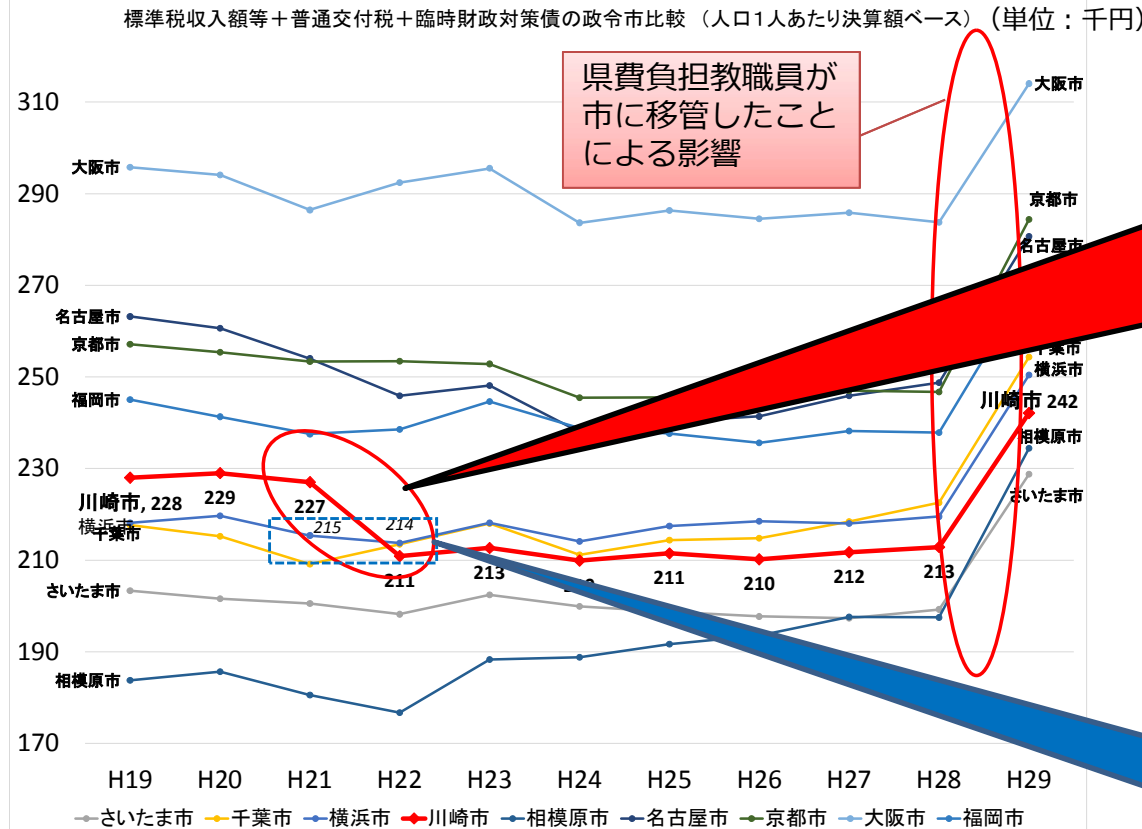


◆ 『市民1人あたりの税収』を比較すると、川崎市は、大阪市、名古屋市に次ぐ第3位。

◆ ところが、普通交付税及び臨時財政対策債を加味した、『市民1人あたり一般財源』を比較すると第18位に落ちる。

⇒ 「不交付団体」=財政的に余裕がある という関係は成り立たない。

市民1人あたり一般財源の政令市比較（平成18～29年度）



【川崎市】	H21	H22
標準税収入	:213	⇒ 197
普通交付税	: 0	⇒ 0
臨時財政対策債	: 14	⇒ 14
合計	:227	⇒ 211

標準税収入が減少したにもかかわらず、普通交付税・臨時財政対策債が増加せず、一般財源合計が減となった。

【横浜市】	H21	H22
標準税収入	:201	⇒ 191
普通交付税	: 0	⇒ 4
臨時財政対策債	: 14	⇒ 19
合計	:215	⇒ 214

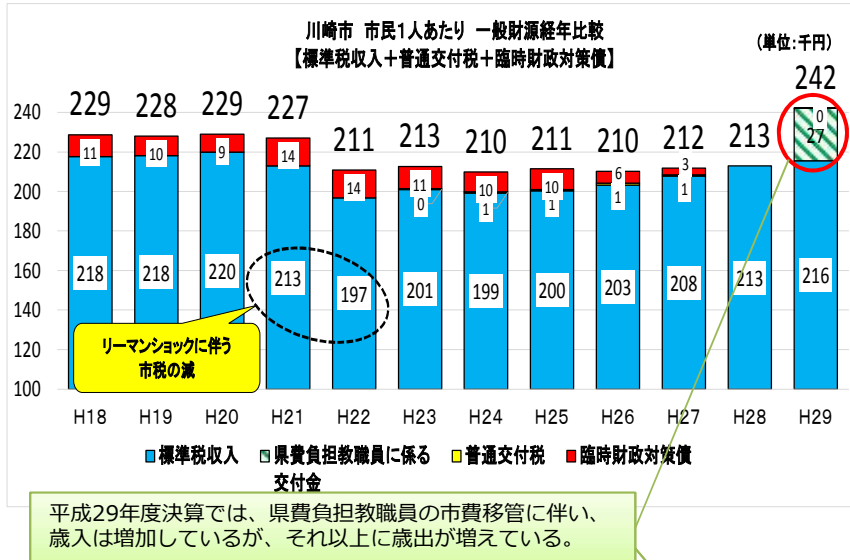
標準税収入が減少したものの、普通交付税・臨時財政対策債が増加したため、一般財源合計は、ほぼ横ばい。

- ◆ リーマンショックの際、川崎市は、「不交付団体」であることに変わりはなく、普通交付税等の増がなかったため、市税の減収により直接的に一般財源全体が減少。
- ◆ 一方、交付団体であった他の政令市は、市税の減収はあったものの、普通交付税等が増となったため、一般財源全体の減少は緩和。

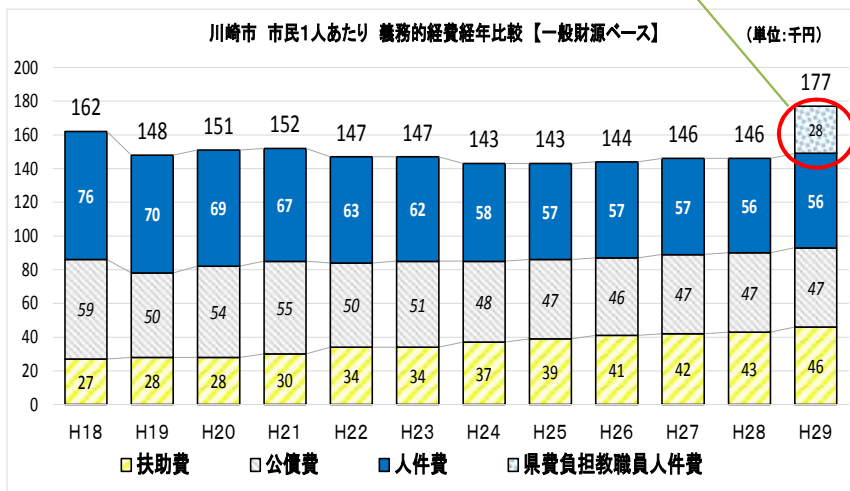
⇒ 「不交付団体」は一般財源全体の変動が大きいため、財政運営が難しい。 3

川崎市における市民1人あたり一般財源（平成18～29年度）

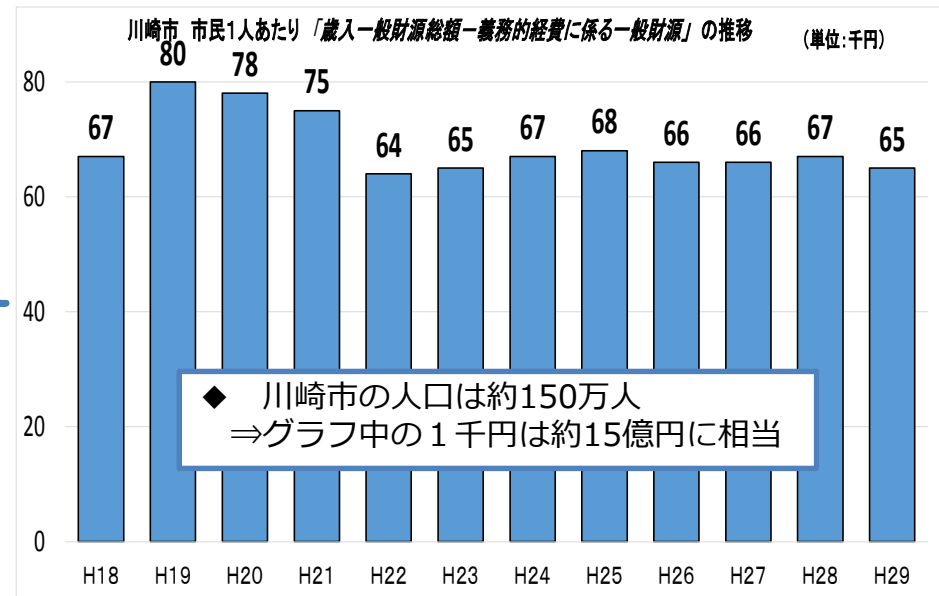
① 市民1人あたりの歳入一般財源



② 市民1人あたりの義務的経費【一般財源ベース】



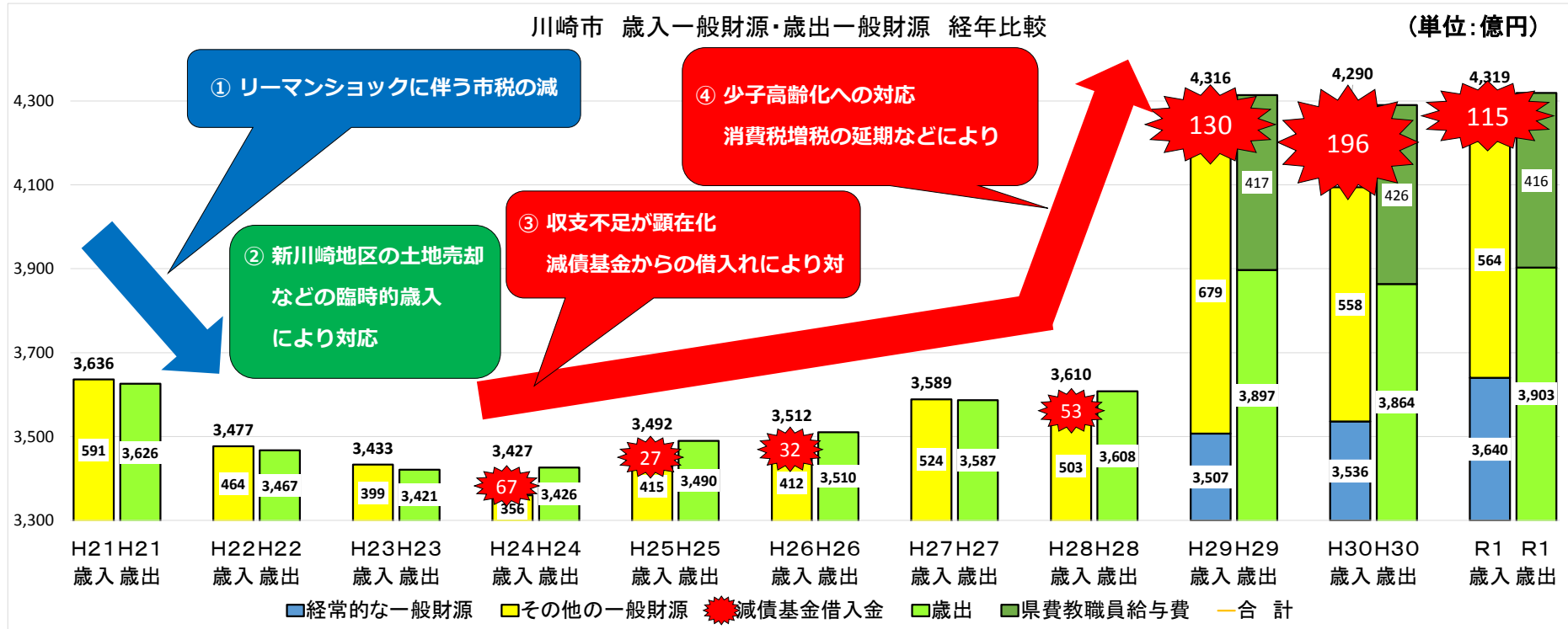
③ 歳入一般財源総額(①)から義務的経費(②)を除いた市民1人あたりの一般財源



◆ 歳入一般財源の総額(①)から、義務的経費に係る一般財源(②)を差し引いた一般財源(③)は、リーマンショック後から横ばいで推移。

⇒ **市税等の増加が、本市財政の自由度の拡大につながっていない。**

川崎市における歳入・歳出決算比較（一般財源ベース・平成21～令和元年度）



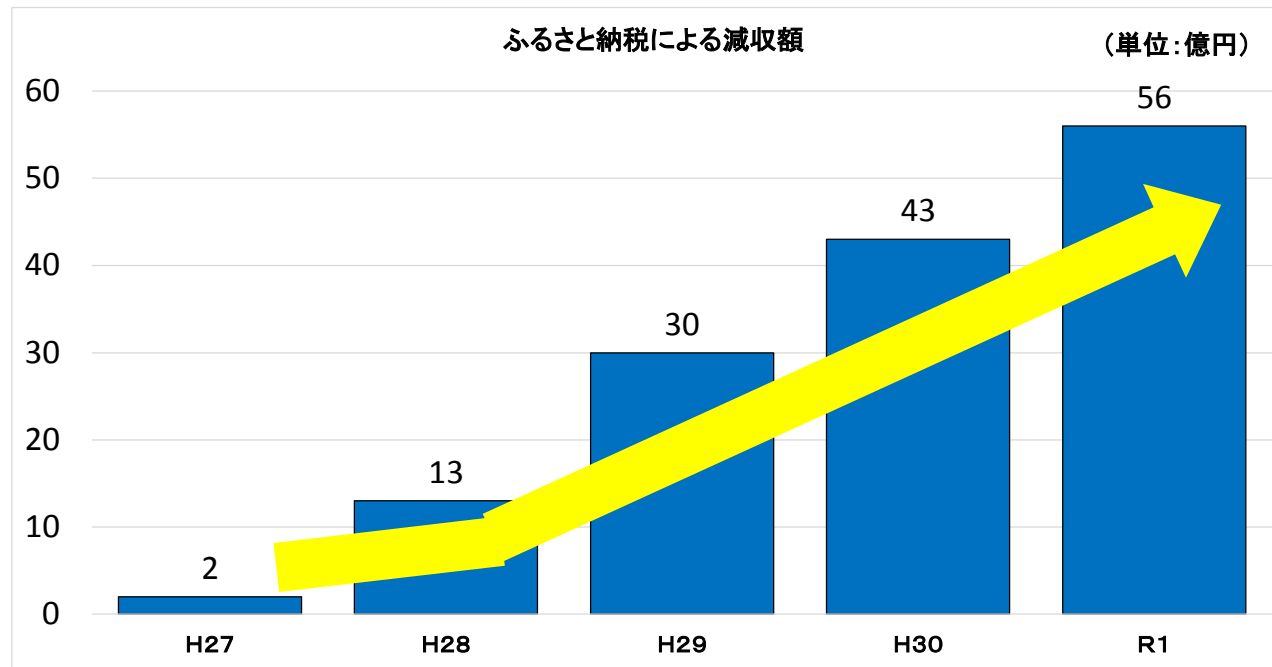
※ H29から県費教職員が市費に移管

※①経常的な一般財源 = 市税収入 + 普通交付税 + 臨時財政対策債 ※② H29までは決算額、H30以降は見込額

- ◆ リーマンショック後、経常的な歳入が伸び悩む一方で、少子高齢化などにより、歳出の削減は困難。
- ◆ 平成22・23年度については、土地売却収入などの臨時的な歳入で対応したが、それも減少した平成24年度に収支不足が顕在化し、減債基金からの借入れを実施。

⇒ **歳入と歳出のギャップ、いわゆる収支差額が拡大しており、財政状況が厳しい。** 5

川崎市における「ふるさと納税」による減収額



- ◆ ふるさと納税制度は、応援したい自治体への気持ちをかたちにするものであり、豊かな地域社会の形成や住民の福祉増進に寄与するものと認識。
 - ◆ 平成28年度の、寄附金控除上限額の1割から2割への引き上げと、確定申告が不要となるワンストップ特例制度の創設や、平成30年度の、県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲などにより、減収額が急増。
 - ◆ **「不交付団体」は、減収額が補てんされない**ため、行政サービスへの影響が交付団体である他都市と比べてより深刻。
- ⇒ **「不交付団体」**への影響を緩和する財政措置の創設が必要。

「ふるさと納税」による減収イメージ

例) 「ふるさと納税」による減収額が40億円であった場合

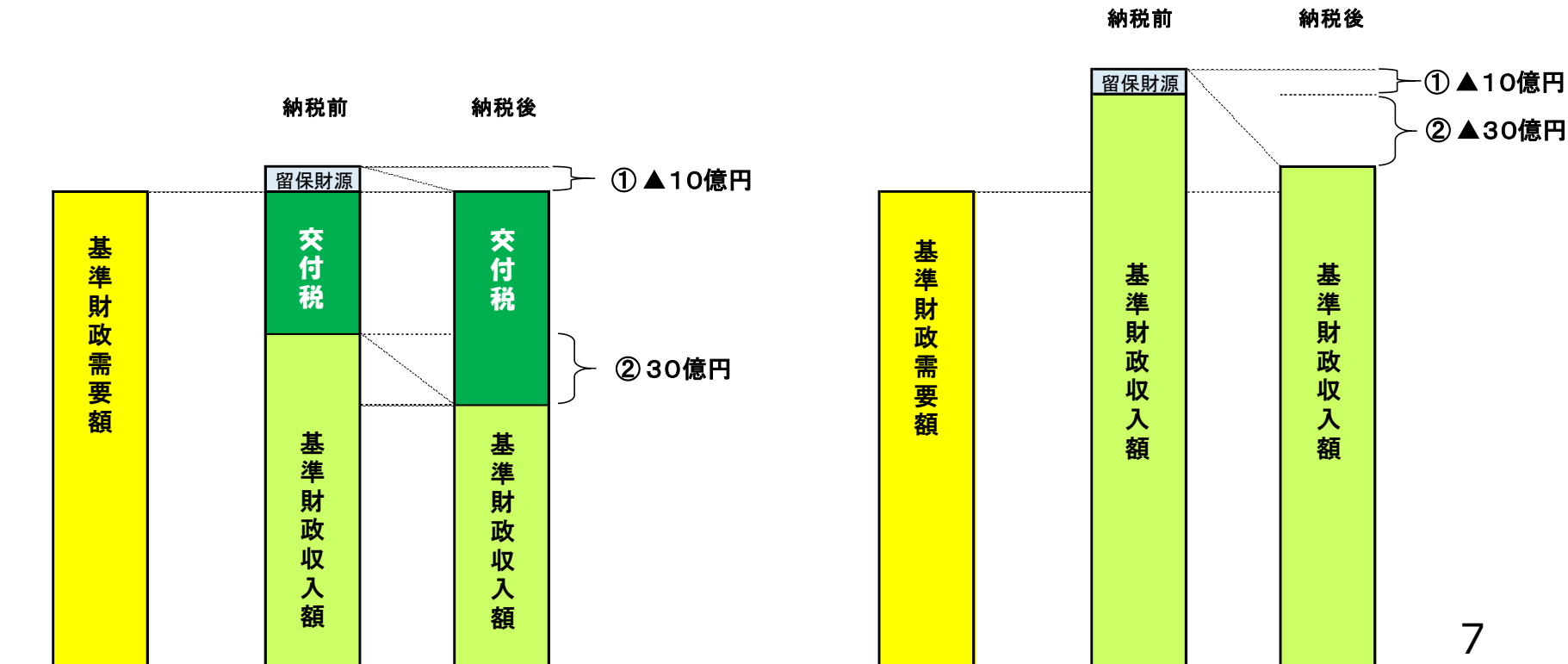
⇒基準財政収入額は減収額の75%、つまり30億円減少する。(残り25%の10億円は留保財源)

【交付団体の場合】

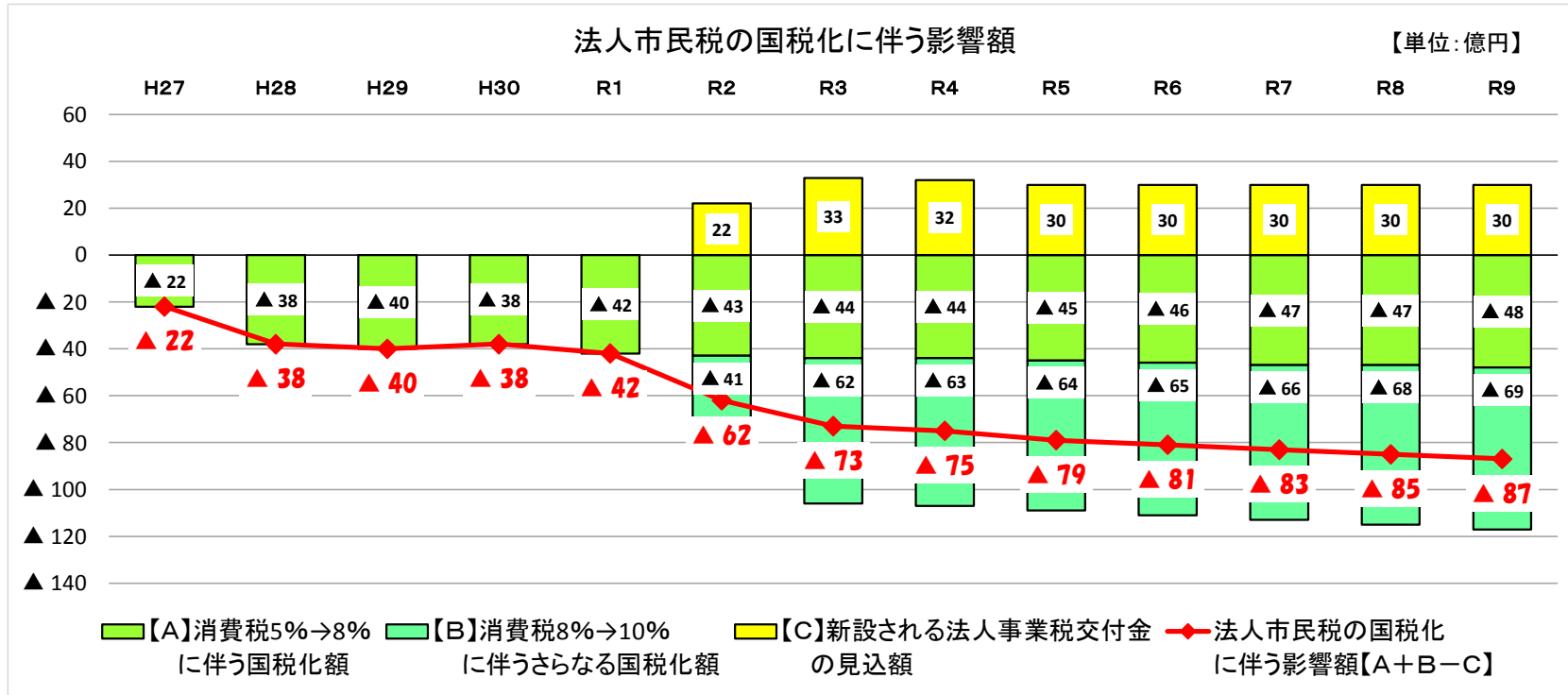
- ① 留保財源分の10億円は減収となる。
 - ② 基準財政収入額が30億円減少する一方で、交付税が30億円増加する。
- ⇒ 実質的な減収額は10億円にとどまる。

【不交付団体の場合】

- ① 留保財源分の10億円は減収となる。
 - ② 基準財政収入額が30億円減少するだけで、交付税による補てんはない
- ⇒ 実質的な減収額は40億円全額となる。



法人市民税の国税化に伴う川崎市の減収影響額



◆ 地方法人税（＝法人市民税の交付税原資化）は、地域間の財政力格差の縮小のため、消費税率の引上げにあわせて2段階で税率を改定。

◆ なお、消費税率10%の際に、法人事業税交付金の新設される予定。

⇒ **地方法人税は、単なる地方間の税収の再配分であり、受益と負担の関係や、税源涵養の意欲を削ぐといった点が懸念される。**

「不交付団体」（＝財政力指数1.00超）移行により影響が生じる主な歳入

名 称	交付基準等の考え方	減収見込額 (億円)	所管省庁
地方揮発油譲与税	前年度の普通交付税の収入超過額の10分の2と当該団体の譲与額の3分の2のいずれか少ない額を控除	▲ 3.7	総務省
保育対策総合支援事業費補助金 (保育所等改修費等支援事業)	財政力指数が1.0以上の場合 2/3 → 1/2	▲ 1.9	厚生労働省
保育対策総合支援事業費補助金 (保育士宿舍借り上げ支援事業)	財政力指数が1.0以上の場合 1/2 → 3/8	▲ 0.7	厚生労働省
保育所等整備交付金	財政力指数が1.0以上の場合 2/3 → 1/2	▲ 1.8	厚生労働省
学校施設環境改善交付金	財政力指数が1.0を超える場合 1/3 → 2/7	▲ 1.4	文部科学省
社会資本整備総合交付金及び 防災・安全社会資本整備交付金	財政力指数が1.0を超える場合 5.5/10 → 5/10	▲ 1.5	国土交通省

※ 上記の金額は、今後、想定される影響について、平成31年度予算ベースで算定したものである。

◆ 「不交付団体」になると、「財政が豊か」とであるとみなされ、補助金や交付金などを割り落とされることがある。

⇒ **川崎市のように、交付・不交付のボーダーラインにある団体においては、「財政が豊か」という実態はない。補助金や交付金などの割り落としにより、行政サービスに支障をきたす懸念がある。**

- ◆ 「川崎市」は、世界的企業や約400の研究開発機関が立地するとともに、令和元年5月には人口(令和元年5月1日：1,526,630人)が神戸市を上回り、政令市第6位となるなど、日本有数の「元気な都市」です。
- ◆ 「川崎市役所」は、「不交付団体」であり、「財政が豊か」というイメージを持たれていますが、地方財政制度の変更に伴い一般財源総額が伸び悩む一方で、少子高齢化による歳出の増などにより、厳しい財政状況にあります。
- ◆ 一億総活躍社会の実現に向けて、日本全体で偏在性の小さい税財政制度を構築することは大変重要であると認識しておりますが、「ふるさと納税」や「法人市民税の国税化」などによる「川崎市役所」の減収額は、毎年度100億円を超えることが見込まれており、このままでは行政サービスに支障をきたす懸念があります。
- ◆ よって、次のような制度改革を要望します。

◆ 「ふるさと納税」に係る影響の緩和

① 高額所得者優遇となっている現状の是正

高額所得者は、返礼品で、より多くの恩恵を受けているため、高額所得者の控除率を下げる、あるいは上限を設けることが必要です。

② 基準財政収入額を算定する際の適切な見積もり

基準財政収入額の算定の際には、前年度の実績だけを参考にせず、当該年度の当初課税の状況を確認するなど、「ふるさと納税」の利用額が急増している現状を踏まえることが必要です。

③ 減収補てん債や調整債の発行の許可

不交付団体においては、減収額が補てんされないため、「ふるさと納税」に係る減収が、川崎市の減債基金借入金の要因の1つとなっています。

市債の発行により、財政運営への影響をできる限り緩和することが必要です。

◆ 「地方揮発油譲与税」をはじめとした補助金や交付金などの割り落としの廃止

本編資料のとおり、「不交付団体」であっても、川崎市のように交付・不交付のボーダーラインにある団体においては、「財政が豊か」とあるという実態はありません。「不交付団体」であるということだけをもって、補助金や交付金などを割り落とすことがないようにはしていただくことが必要です。